

選定療養費の改定について

診療報酬改定により、一般病床 500 床以上の地域医療支援病院は現行の選定療養費に加え、定額徴収が責務と定められたことに伴い、平成28年5月1日より選定療養費を改定いたします。

【初診の方】

当院初診の方で、他の医療機関等（かかりつけ医）からの紹介状をお持ちでない方は、初診料のほかに別途、**初診時選定療養費 5,400円（税込）**をご負担して頂きます。

【再診の方】

当院再診の方で、病状が安定し、他の医療機関への紹介を受けた方が紹介状なしに再受診された場合、あるいは他の医療機関への紹介を当院より申し出たが、引き続き、当院での診療を希望された方につきましては、再診料のほかに別途、**再診時選定療養費 2,700円（税込）**をご負担して頂きます。

病 院 長